

# 令和5年度 南魚沼市一般廃棄物処理実施計画

南魚沼市一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき策定するもので、適正な分別・収集・運搬・処理・再生・処分等の業務を行うことにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とします。

## I 計画区域

南魚沼市全域（大和地域、六日町地域、塩沢地域）

## II 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## III ごみ処理計画

本市における一般廃棄物（ごみ）の処理については、処理施設の関係から六日町地域及び塩沢地域と大和地域の2通りで計画します。

### 1 令和5年度処理計画量（※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。）

#### (1) ごみの発生量

単位：t/年

地域	区分	計画収集	直接搬入	拠点回収	集団回収	計
六日町地域 ・塩沢地域	可燃ごみ	9,970	3,328			13,298
	不燃ごみ ※1	85	306			391
	資源ごみ ※2	548	702	-	-	1,250
	粗大ごみ	40	923			962
大和地域	可燃ごみ	3,762	312			4,074
	不燃ごみ	180	6			186
	資源ごみ ※3	101	35			136
	粗大ごみ	20	214			234
拠点回収・集団回収 ※4		-	-	170	172	342
合計		14,705	5,826	170	172	20,873

※1 六日町地域・塩沢地域の不燃ごみは、その他不燃ごみです。

※2 六日町地域・塩沢地域の資源ごみは、缶、びん、有害ごみ、ペットボトル、その他のプラスチック容器包装類、古紙類です。

※3 大和地域の資源ごみは、容器包装プラスチック類、古紙類です。

※4 拠点回収品目は、廃天ぷら油、古着・古布、不用食器です。

## (2) ごみの処理量

単位：t/年

地域	区分	焼却施設	粗大ごみ処理施設	直接資源化 ※4	計
六日町地域 ・塩沢地域	可燃ごみ	13,298	－	－	13,298
	不燃ごみ ※1	－	391	－	391
	資源ごみ ※2	－	528	721	1,250
	粗大ごみ	804	158	－	962
大和地域	可燃ごみ	4,074	－	－	4,074
	不燃ごみ	－	186	－	186
	資源ごみ ※3	－	39	97	136
	粗大ごみ	－	234	－	234
拠点回収・集団回収		－	－	342	342
<b>合計</b>		<b>18,176</b>	<b>1,537</b>	<b>1,160</b>	<b>20,873</b>

※1 六日町地域・塩沢地域の不燃ごみは、その他不燃ごみです。

※2 六日町地域・塩沢地域の資源ごみは、缶、びん、有害ごみ、ペットボトル、その他のプラスチック容器包装類、古紙類です。

※3 大和地域の資源ごみは、容器包装プラスチック類、古紙類です。

※4 直接資源化は拠点・集団回収品目と古紙類、剪定枝です。

## (3) 資源化量

単位：t/年

地域	区分	紙類	金属類	びん類	容器包装類	その他	計
六日町地域 ・塩沢地域	計画収集	127	－	－	－	－	127
	中間処理施設	312	237	267	138	1,057	2,011
大和地域	計画収集	62	－	－	－	－	62
	中間処理施設	35	74	60	18	40	227
拠点回収・集団回収		172	－	－	－	170	342
<b>合計</b>		<b>707</b>	<b>311</b>	<b>327</b>	<b>156</b>	<b>1,266</b>	<b>2,768</b>

※ その他には、直接資源化物（廃天ぷら油、古着・古布、不用食器、剪定枝）を含みます。

## (4) 最終処分量（埋立量）

最終処分場	最終処分物	計画搬出量
榊形山最終処分場	不燃残渣	380 t/年
ジークライト(株)	飛灰	300 t/年
(株)ウィズウェイストジャパン	飛灰	300 t/年
<b>合計</b>		<b>980 t/年</b>

※ 計画搬出量は、大和地域を除き、湯沢町の受託分を含みます。

## 2 令和5年度の取り組み

ごみ処理基本計画における4つの基本方針（3Rの推進、市民の取り組み、事業者の取り組み、行政の取り組み）を踏まえ、次の項目に取り組みます。

### (1) 排出抑制の推進

- ① 買い物にはマイバッグを持参してレジ袋を使わない。使い捨て商品ではなく詰め替え商品を選び、壊れたら修理をして物を大切に長く使うなど、ごみを出さない生活を推進します。
- ② 家庭用電気式生ごみ処理機購入者に購入費の一部を補助し、生ごみの堆肥化、減量化を推進します。
- ③ 事業ごみのガイドブックを活用し、事業者自らが適正な処理を行う排出者責任を明確にし、事業ごみの適正処理を推進します。
- ④ 飲食店、宿泊施設、小売店、小中学校、一般家庭等における食べ残しを減らし、生ごみを削減するため、南魚沼市、魚沼市及び湯沢町の2市1町で「おいしい食べきり運動」を実施します。

### (2) 再使用・再資源化

- ① 子ども会、小・中学校、PTAなどによる資源物回収（古紙類等廃品回収）に補助金を交付し、再資源化を推進します。
- ② 廃天ぷら油、古着・古布、不用食器の拠点回収を継続し、ごみの減量化、資源化を推進します。
- ③ 事業ごみのガイドブックにより、事業所から排出される多量の紙ごみを再資源化するため、事業所へ分別回収の啓発を図ります。

### (3) 生活環境の保全と環境美化の推進

- ① 一斉清掃に伴うごみの無料受入を継続し、地域の環境美化運動を支援します。
- ② 地域住民団体による清掃活動に、ボランティア袋の支給と施設搬入時のごみ処理費の減免措置を行います。
- ③ 県環境センター、警察署、魚沼地区廃棄物不法処理防止連絡協議会など、関係機関と連携して不法投棄を防止します。

### (4) 啓発

- ① 市報やウェブサイト、家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック、家庭ごみ収集カレンダー、事業ごみのガイドブックなどにより、市民、事業者の資源化、リサイクルに対する意識の向上を図ります。
- ② 市民対象のふれあい講座の実施や、小学生の施設見学、地域イベント等への参加を通して、環境教育の充実を図ります。

### (5) その他

- ① 発災時に備え、新潟県、近隣市町村、関連団体との連携を強化し、南魚沼市災害廃棄物処理計画の検証及び体制の充実を図ります。
- ② ごみ処理行政における協力体制の更なる進展に向けて、南魚沼市、魚沼市及び湯沢町の2市1町で検討を進めます。
- ③ 新ごみ政策に併せ、将来的な処理方針について検討します。
- ④ 可燃ごみ処理施設の重大故障に備え、非常時における搬出先の確保を図ります。
- ⑤ プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律の施行に伴い、製品プラスチックの分別収集の実施に向けて、具体的な検討を進めます。

### 3 ごみの分別区分

#### (1) 家庭系一般廃棄物の分別区分

六日町地域・塩沢地域		大和地域	
区分	主な内容	区分	主な内容
もえるごみ	生ごみ類、おもちゃ・プラスチック製品、CD・DVD、紙おむつ、ゴム・革製品、使い捨てカイロ・ライター等	燃やせるごみ	生ごみ類、おもちゃ・プラスチック製品、CD・DVD、紙おむつ、ゴム・革製品、使い捨てカイロ・ライター等
その他 不燃ごみ	金属類・びんの王冠、小型家電製品、陶磁器類、化粧品のびん・割れたびん・ガラスくず、包丁やカミソリなどの刃物、白熱電球・グローランプ・電気コード、オイル缶（エンジンオイルなどの機械油の缶）、ごま油・オリーブオイルなどのびん等	燃やせないごみ	空き缶、空きびん、ガラス類、白熱電球、陶磁器、乾電池、ガス抜きしたスプレー缶等
缶	飲食用の空き缶類、ガス抜きしたスプレー缶、缶のふた等		
びん	飲食用の空きびん類、薬の容器などのびん等		
有害ごみ	蛍光灯、LED電球、乾電池、水銀体温計、水銀血圧計		
粗大ごみ	長さ・大きさが60cmを超えるものや、重さが10kgを超えるもの ふとん、木製家具、畳・じゅうたん・カーテン、木材・庭木、電子レンジ、自転車、大型ストーブ、ガスレンジ、ドラム缶、トタン、アルペンスキー等	大型ごみ	燃やせないごみ以外の不燃ごみ、可燃性大型ごみ、蛍光管（灯）、水銀体温計、水銀血圧計
ペットボトル	リサイクルマーク（ペットボトル）のあるペットボトル	ペットボトル	リサイクルマーク（ペットボトル）のあるペットボトル
その他の プラスチック 容器包装類	リサイクルマーク（プラスチック製容器包装）のあるプラスチック製の容器包装類、発砲スチロール、白トレイ	白トレイ	白色トレイ
		その他のプラスチック容器類	リサイクルマーク（プラスチック製容器包装）のあるプラスチック製の容器包装類、発砲スチロール
古紙類	①新聞紙 ②ダンボール ③雑誌・チラシ・雑紙、紙箱・紙袋・包装紙 ④飲料用パック ⑤米袋 ⑥シュレッド紙	古紙類	①新聞紙・チラシ ②ダンボール、米袋 ③その他紙類

## (2) 事業系一般廃棄物の分別区分

市で受け入れる事業系一般廃棄物は、産業廃棄物以外の一般廃棄物とします。

区 分	主 な 内 容
可燃ごみ	生ごみ（食品の売れ残り、食べ残したもの、調理くず）、汚れなどのついたりリサイクルできない紙、落ち葉、事務所内で発生した個人の弁当がら 等
不燃ごみ	空き缶、空きびん、金属類（鍋、やかんなど） 等
粗大ごみ	木製家具、剪定枝、ロッカー 等
資源ごみ	古紙類、ペットボトル

## (3) 市で処理しないもの

区 分	主 な 内 容
廃家電4品目	特定家庭用機器（家電リサイクル法対象機器） ：テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
パソコン	資源有効利用促進法対象機器 ：デスクトップパソコン、ノートパソコン、液晶ディスプレイ（一体型パソコン含む）、CRTディスプレイ（一体型パソコン含む）
処理困難物	自動車（部品含む）、バイク、農機具、電動式車いす、耐火性金庫、消火器、ガスボンベ（LPガス）、ガソリン、廃油、農薬・溶剤、建築廃材等、ピアノ、強化プラスチック類、コンクリート製品、土・石・泥、塗料、注射針等

#### 4 収集運搬計画（※収集量は、表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。）

##### (1) 収集形態

###### ① 六日町地域・塩沢地域の収集形態

区分	収集形態	収集方式	収集回数	収集量 (t/年)	搬入先	
家庭系一般廃棄物	もえるごみ	委託収集	集積所	週3回	6,037	南魚沼市可燃ごみ処理施設
	その他不燃ごみ	委託収集	集積所	月1回	74	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	粗大ごみ	委託収集	事前予約 戸別収集	月2回	9	南魚沼市可燃 ・不燃ごみ処理施設
	缶	委託収集	集積所	月1～2回	51	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	びん	委託収集	集積所	月1～2回	157	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	有害ごみ	委託収集	集積所	月1回	8	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	ペットボトル	委託収集	集積所	月2回	47	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	その他のプラスチック容器包装類	委託収集	集積所	月2回	38	南魚沼市不燃ごみ処理施設
	古紙類	委託収集	集積所	月1回	127	民間処理施設
事業系一般廃棄物	許可	戸別収集	随時	4,096	南魚沼市可燃 ・不燃ごみ処理施設	
家庭系・事業系一般廃棄物直接搬入	排出者自ら分別し搬入			5,259	南魚沼市可燃 ・不燃ごみ処理施設	
<b>合計</b>				<b>15,901</b>		

○家庭ごみは、南魚沼市の指定ごみ袋に入れて、指定された収集日にごみ集積所へ排出します。分別されていないごみや処理困難物が混入されていた場合は収集しません。

○事業系ごみは、産業廃棄物及び処理困難物を除いて、排出者が南魚沼市ごみ処理施設へ直接搬入または一般廃棄物処理業許可業者へ依頼して搬入します。

○南魚沼市ごみ処理施設へ直接搬入する場合、搬入者から一般廃棄物処理手数料を徴収します。

## ② 大和地域の収集形態

区 分		収集形態	収集方式	収集回数	収集量 (t/年)	搬入先
家庭系 一般廃棄物	燃やせるごみ	委託収集	集積所	週3回	2,318	エコプラント魚沼
	燃やせないごみ	委託収集	集積所	月2回	148	エコプラント魚沼
	大型ごみ	委託収集	事前予約 戸別収集	月2回	9	エコプラント魚沼
	ペットボトル	委託収集	集積所	月2回	39	民間処理施設
	白トレイ	委託収集	集積所	月2回	62	民間処理施設
	その他のプラスチック容器類	委託収集	集積所	月2回		民間処理施設
	古紙類	委託収集	集積所	月1回		民間処理施設
事業系一般廃棄物		許可	戸別収集	随時	1,487	エコプラント魚沼
家庭系・事業系 一般廃棄物 直接搬入		排出者自ら分別し搬入			567	エコプラント魚沼
<b>合 計</b>					<b>4,630</b>	

○家庭ごみは、魚沼市の指定ごみ袋に入れて、指定された収集日にごみ集積所へ排出します。分別されていないごみや処理困難物が混入されていた場合は収集しません。

○事業系ごみは、産業廃棄物及び処理困難物を除いて、排出者がエコプラント魚沼へ直接搬入または一般廃棄物処理業許可業者へ依頼して搬入します。

○エコプラント魚沼へ直接搬入する場合、搬入者から一般廃棄物処理手数料を徴収します。

## (2) 拠点回収・集団回収

区 分	収集形態	収集品目	収集回数	収集量 (t/年)
拠点回収	委託収集	廃天ぷら油	随時	2
		古着・古布	随時	98
		不用食器	随時	69
集団回収	排出者	古紙類等	随時	172
<b>合 計</b>				<b>342</b>

## 5 中間処理計画

### (1) 中間処理について

- ① 可燃ごみは、可燃ごみ処理施設で焼却します。また、焼却に伴う熱エネルギーの回収、騒音・悪臭・有害物質等の発生抑制等、環境負荷の軽減を図り、施設の維持管理費及び燃料等の削減に努め、施設の延命化を図ります。
- ② 缶、びん、ペットボトル、その他のプラスチック容器包装類は、不燃ごみ処理施設で選別・圧縮・梱包により再資源化を推進します。
- ③ 有害ごみは、不燃ごみ処理施設で保管後、民間処理業者で再資源化を行います。
- ④ その他不燃ごみは、不燃ごみ処理施設で適正に選別・破碎し、可能な限り資源化率の向上を図り、最終処分量を削減していきます。
- ⑤ 廃天ぷら油は、拠点回収を行い、民間処理業者で再資源化を行います。
- ⑥ 古着・古布は、拠点回収を行い、民間処理業者で再使用化を行います。
- ⑦ 不用食器は、拠点回収を行い、民間処理業者で再使用化を行います。
- ⑧ ごみ処理施設へ持ち込まれた古紙類は、民間処理業者で再資源化を行います。
- ⑨ 感染性廃棄物（在宅医療廃棄物）で注射針等の鋭利物や血液が多量に付着しているものについては、排出者が医療機関、在宅医療施設や薬局等に依頼する等、適正な処理を推進します。
- ⑩ 公共下水道処理施設等から発生する脱水污泥は、一部を除き焼却処分方式を取りやめ、ごみ処理費の削減と悪臭等の公害対策を進めます。

### (2) 中間処理施設

施設名称	可燃ごみ処理施設	不燃ごみ処理施設
所在地	南魚沼市島新田 764 番地	南魚沼市上十日町 475 番地
処理方式	酸素式熱分解直接熔融方式	粗大ごみ併用処理
公称能力	55 t / 日 × 2 基	30 t / 5 h
計画処理量	18,000 t / 年	1,420 t / 年
稼働日数	180 日 / 年	350 日 / 年
1 日当たり処理量	100.0 t / 日	4.1 t / 日

※ 計画処理量は、大和地域を除き、湯沢町の受託分を含みます。

### (3) 広域処理

湯沢町において発生したごみは、南魚沼市で受託して、環境衛生センター（南魚沼市可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設）で適正に処理を行います。

大和地域において発生したごみは、魚沼市に委託して、エコプラント魚沼にて処理を行います。



## 6 最終処分計画

### (1) 最終処分について

- ① 可燃ごみ処理施設から発生するスラグについては、JIS規格を活用し、積極的に再利用を図るとともに、ストックヤードにおいて厳格な品質管理を継続します。
- ② 可燃ごみ処理施設から発生する飛灰については、民間の最終処分場へ処理委託します。
- ③ 不燃ごみ処理施設から発生する不燃残渣（陶磁器類）については、榊形山最終処分場で埋立処理し、埋立終了後は、民間の最終処分場へ処理委託します。

### (2) 最終処分施設の概要

施設名称	榊形山最終処分場
所在地	南魚沼市片田 612 番地 76
埋立物	不燃残渣
埋立面積	1,904 m <sup>2</sup>
埋立容量	14,200 m <sup>3</sup>
埋立開始	平成 10 年 9 月 7 日
埋立終了予定	令和 5 年 8 月 31 日または 埋立満了日のいずれか早い期間まで
残存容量	2,032 m <sup>3</sup> (令和 4 年 11 月末)
計画処分量	380 t /年

### (3) 最終処分委託先状況

委託先名	ジークライト(株)	(株)ウィズウェイストジャパン
施設名称	エコポート最終処分場	小野ウェイストパーク
施設所在地	山形県米沢市大字板谷 773-1~2	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169-2
埋立物	飛灰	飛灰、不燃残渣
埋立面積	121,786 m <sup>2</sup>	63,907 m <sup>2</sup>
埋立容量	4,270,673.5 m <sup>3</sup>	1,101,180 m <sup>3</sup>
残存容量	2,054,000 m <sup>3</sup> (令和 4 年 11 月末)	161,458 m <sup>3</sup> (令和 4 年 11 月末)
予定委託量	300 t /年	300 t /年

### (4) 市有最終処分場の管理

- ① 埋立地の草刈り等、周辺環境に配慮した維持管理に努めます。
- ② 埋立地の水質検査及びびガス検査を継続実施します。
- ③ 榊形山最終処分場については、今後の土地利用等について地元と協議するとともに、施設の安全管理を徹底します。
- ④ 清水最終処分場の跡地利用について、地元と協議を行います。

## IV 生活排水処理計画

### 1 令和5年度処理計画量

#### (1) 生活排水の処理形態別人口

区分	人口 (人)	構成比 (%)
計画処理区域内人口	54,332	100.0
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	50,479	92.9
公共下水道	44,633	82.1
農業集落排水	2,914	5.4
合併処理浄化槽	2,932	5.4
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,368	4.4
3. 非水洗化人口 (し尿汲取り)	1,485	2.7

#### (2) 生活排水の発生量及び処理量の見込み

種 類	発生量 (kl)	処理量 (kl)	備 考
し尿	1,190	1,190	一般家庭・事業所
	270	270	仮設トイレ
浄化槽汚泥	7,060	7,060	浄化槽
	880	880	農業集落排水施設
<b>合計</b>	<b>9,400</b>	<b>9,400</b>	

### 2 収集運搬計画

#### (1) 収集形態

種 類	収集形態	収集回数	搬入先	備 考
し尿	委託	申込みの都度	南魚沼市環境衛生センター し尿等受入施設	一般家庭・事業所
	許可			仮設トイレ
浄化槽汚泥	許可	浄化槽清掃時		個人・事業所設置浄化槽
	委託			市設置浄化槽
	委託	随時	農業集落排水施設	
雑排水汚泥 (グリストラップ汚泥)	許可	雑排水槽清掃時	民間処理施設	

#### (2) 広域収集運搬

湯沢町のし尿委託収集については、南魚沼市で受託して実施します。

### 3 中間処理計画

#### (1) 中間処理について

- ① し尿・浄化槽汚泥の処理については、南魚沼市環境衛生センター（し尿等受入施設）で、六日町浄化センターへ移送する前処理（除渣）を適正に行うものとしします。
- ② 雑排水汚泥（グリストラップ汚泥）の処理については、民間処理業者に委託して適正に処理を行うものとしします。

#### (2) 中間処理施設

種 類	し尿	浄化槽汚泥
施設名称	し尿等受入施設	
所在地	南魚沼市五日町 1961 番地 9	
処理方式	下水投入方式（汚泥処理工程投入）	
公称能力	71 kl/日	
計画処理量	2,350 kl/年	12,680 kl/年
稼働日数	366 日/年	
1 日平均処理量	6.4 kl/日	34.6 kl/日

※ 計画処理量は、魚沼市及び湯沢町の受託分を含みます。

#### (3) 広域処理

魚沼市及び湯沢町において発生したし尿・浄化槽汚泥については、南魚沼市で受託し、南魚沼市環境衛生センター（し尿等受入施設）で、六日町浄化センターへ移送する前処理（除渣）を適正に行うものとしします。

#### (4) その他

- ① し尿等受入施設において不測の事態が生じた場合、近隣自治体への協議を速やかに実施・対応を図ります。
- ② 災害発生により廃棄物の処理が生じた場合、南魚沼市災害廃棄物処理計画に沿って適正に対応します。

## V 許可業者

### ○廃棄物処理法第7条許可業者【収集運搬業】その1

事業者名	所在地	廃棄物の種類	区域指定
(株)雪国環境サービス	南田中 372-1	事業系一般廃棄物 引っ越しに伴う一般廃棄物 葬儀に伴う一般廃棄物	塩沢地域
(株)魚沼中央トランスポート	君沢 42-15	事業系一般廃棄物 引っ越しに伴う一般廃棄物 葬儀に伴う一般廃棄物	塩沢地域
(有)アサヒ環境開発	南田中 372-1	事業系一般廃棄物 引っ越しに伴う一般廃棄物 葬儀に伴う一般廃棄物	六日町地域 塩沢地域
		セブンイレブン及び JR 浦佐駅の自動販売機	大和地域
新潟ガービッツ(株)	新堀新田 629-831	事業系一般廃棄物 引っ越しに伴う一般廃棄物 葬儀に伴う一般廃棄物	六日町地域
		家屋解体に伴う一般廃棄物	市内全域
魚沼廃棄物興産(株)	泉新田 130-4	事業系一般廃棄物 引っ越しに伴う一般廃棄物 葬儀に伴う一般廃棄物	大和地域 六日町地域
		家屋解体に伴う一般廃棄物 生活雑排水汚泥	市内全域
(有)美咲産業	美佐島 2075-1	事業系一般廃棄物 引っ越しに伴う一般廃棄物 葬儀に伴う一般廃棄物	大和地域 六日町地域
(株)大和環境	黒土新田 450-6	事業系一般廃棄物 引っ越しに伴う一般廃棄物 葬儀に伴う一般廃棄物	大和地域
		廃家電（特定家庭用機器） 家屋解体に伴う一般廃棄物	市内全域
クリーン産業(株)	島新田 529	廃家電（特定家庭用機器） 生活雑排水汚泥	市内全域
(株)戸垣建設	関 1266-1	家屋解体に伴う一般廃棄物	市内全域
(有)桐生建材興業	東泉田 1060-2	家屋解体に伴う一般廃棄物	市内全域
(株)魚沼クリーンサービス	川窪 1204-2	家屋解体に伴う一般廃棄物	市内全域
クラッシングセンター(株)	茗荷沢 1472-1	家屋解体に伴う一般廃棄物	市内全域

○廃棄物処理法第7条許可業者【収集運搬業】その2

事業者名	所在地	廃棄物の種類	区域指定
森下企業(株)	湯沢町大字神立 130	木くず 家屋解体に伴う一般廃棄物	市内全域
		し尿 浄化槽汚泥 生活雑排水汚泥	市内全域
(株)ロクセイサービス	六日町 1747	し尿 浄化槽汚泥 生活雑排水汚泥	市内全域
(株)ネクスコ・メンテナンス新潟	長岡市喜多町字金輪 138-1	南魚沼市全域の関越自動車道の道路敷き及び付随施設	

○廃棄物処理法第7条許可業者【処分業】

事業者名	所在地	廃棄物の種類	区域指定
(株)雪国環境サービス	南田中 372-1	木くず、空き缶、古紙類	市内全域
岡村リソース(株)	青木新田 1045	廃プラスチック	市内全域
新潟ガービッツ(株)	新堀新田 629-831	木くず 不燃ごみ（コンクリートの破片その他これに類する不要物、廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ナトリウム灯）	市内全域
(株)大和環境	黒土新田 450-6	木くず、がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、紙くず、廃プラスチック類、金属くず	大和地域
クラッシングセンター(株)	茗荷沢 1472-1	木くず	市内全域
森下企業(株)	湯沢町大字神立 130	木くず	市内全域